

件名	愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例
主管課	自然保護課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>野生動植物の多様性の保全を図るため、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、野生動植物の多様性の保全のための規制その他の措置を総合的に講ずることにより、県内の健全で豊かな自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>野生動植物の多様性は、県内に生息し、生育するすべての野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、その保全について県民等の理解が深められるとともに、県民共有の財産として次代に継承し、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、長期的な観点からその保全が図られなければならない。</p> <p>(3) 責務</p> <p>ア 県は、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。</p> <p>イ 事業者は、環境への負荷の低減及び県の施策への協力に努める。</p> <p>ウ 県民等は、野生動植物の多様性の保全への配慮及び県の施策への協力に努める。</p> <p>2 基本方針</p> <p>知事は、野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針を策定し、公表する。</p> <p>3 特定希少野生動植物の保護</p> <p>(1) 知事は、希少野生動植物（個体数が少ない種、生息、生育環境が悪化しつつある種等）のうち特に保護を図る必要があると認められるものを「特定希少野生動植物」として指定する。</p> <p>(2) 特定希少野生動植物の捕獲、採取、殺傷、損傷及び譲渡等を原則禁止とする。</p> <p>(3) 知事は、特定希少野生動植物の保護のため、必要と認める生息地等を「特定希少野生動植物保護区」に指定し、保護区域内の開発行為等の行為を規制する。また、必要に応じて「立入制限地区」を設定する。</p> <p>(4) 知事は、計画的に保護を図る必要がある特定希少野生動植物について、その生息又は生育する地域の環境整備や個体の増殖等その種の特性に応じた「保護管理事業計画」を定める。</p> <p>4 外来生物による野生動植物の生息等への影響の防止</p> <p>野生動植物の生息又は生育に著しい影響を及ぼすおそれがある外来生物（侵略的外来生物）をみだりに放ち、植栽し、又はまくことを禁止するとともに、外来生物に関する情報の収集及び提供など、野生動植物保護のために必要な措置を講ずる。</p> <p>5 推進体制の整備等</p> <p>(1) 県は、市町、事業者、県民、民間団体等と連携し、監視、指導等の野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進するための体制整備に努めるとともに、調査研究の推進、教育及び学習の機会の充実等を行う。</p> <p>(2) 県は、県民等が自発的に行う活動を支援するとともに、専門的知識を有する人材を育成し、調査研究、指導等の活動を行う「野生動植物保護推進員」として活用する。</p> <p>6 罰則</p> <p>特定希少野生動植物の捕獲等の違反行為に対する罰則を規定する。また、法人等が行う業務については、従業者が違反行為をした場合、その従業者を罰するとともに法人等も罰する。</p>	
施行日	平成 20 年 10 月 1 日（1、2、3(1)については、公布日施行）
<p>【その他参考事項】</p> <p>他県の制定状況</p> <p>全国で 24 都道府県が制定（中四国 9 県では、本県と島根県が未制定）</p>	